

平成30年第1回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 平成30年 3月22日 午後 3：20

○閉 会 午後 5：18

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	5番 鈴木 斌次郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 (総務部長事務取扱)	栗 山 隆 昌	
市民福祉部長 藤 原 久 基	福祉事務所長	伊 藤 巧	
産業建設部長 菅 原 靖 仁	水道局長	村 山 久 尚	
教育部長 菅 原 剛	農業委員会事務局長	佐々木 雅 輝	
選挙管理委員会・監査委員事務局長	児 玉 正 生	総 務 課 長	米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財 政 課 長	伊 藤 貢	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
----------------	-----------------

平成30年第1回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成30年 3月22日（3日目）午後3時20分開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第 1号 潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（案）について
- 日程第 2 議案第 2号 潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第 3号 潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第 4号 潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第 5号 潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第 6号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第 7号 潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 8号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 9号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第10号 潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第11号 潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
(案) について
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例(案) について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案) に
ついて
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 6 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度潟上市一般会計補正予算(第 9 号)(案) に
ついて
- 日程第 1 7 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 4 号)(案) について
- 日程第 1 8 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 5 号)(案) について
- 日程第 1 9 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
(第 5 号)(案) について
- 日程第 2 0 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)(案) について
- 日程第 2 1 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算
(第 5 号)(案) について
- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算
(第 1 号)(案) について
- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算
(第 1 号)(案) について
- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算
(第 1 号)(案) について
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算
(第 1 号)(案) について
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰入れ
について

- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度潟上市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰入れについて
- 日程第 2 9 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 3 0 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 1 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について
- 日程第 3 2 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 3 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 4 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 5 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 6 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 7 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 8 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 9 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 4 0 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 4 1 議案第 4 3 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 4 2 陳情第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 日程第 4 3 同意第 1 号 潟上市教育委員会教育長の任命について

午後 3時20分 開会

○議長（西村 武） 傍聴者の皆様、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております。

開始時間が遅れた関係で、議事日程の開議時刻を午後1時30分から午後3時20分に訂正致します。

なお、本日22日付で、同意第1号、潟上市教育委員会教育長の任命についての人事案件1件が追加提出されております。

議会運営委員会において当局より提案理由の説明を受けた結果、陳情第1号までの採決後に、日程第43とし本日の本会議で取り扱うことと致しましたので、ご報告致します。

早速議事案件に入ってまいります。

【日程第1、議案第1号 潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（案）について から 日程第42、陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情】

○議長（西村 武） 日程第1、議案第1号、潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（案）についてから日程第42、陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情までを一括議題と致します。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託された議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例（案）、単行（案）及び陳情については、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。平成29年度各会計補正予算（案）、平成30年度各特別会計への繰入れ及び平成30年度各会計予算（案）については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。10番佐藤総務文教常任委員長。

暫時休憩します。

午後 3時24分 休憩

午後 3時24分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 平成30年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成30年3月9日
2. 出席委員 瓜生 望、鈴木斌次郎、西村 武、鑑 仁志、佐藤義久
3. 欠席委員 堀井克見
4. 説明当局 副市長（総務部長事務取扱）、教育部長、
選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長、議会事務局長、
各関係課長
5. 書 記 会計課 根 陽逸さんをお願いしました。
6. 審査の経過と結果について

議案第5号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、潟上市デジタル防災行政無線増設工事の実施等に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、デジタル防災行政無線増設に伴い、子局2局の新設箇所について質問があり、当局から、配置場所や位置について回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第6号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、自殺対策計画検討委員会及び学校運営協議会の設置に伴い、非常勤の特別職職員の職を追加する等のため、条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、学校運営協議会委員の人数と構成について質問があり、当局からは、人数は各校10人以内、構成は保護者や地域住民、地域コーディネーターなどを予定しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第7号、潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）による

勤労青少年福祉法の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第14号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号、潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

委員からは、指定管理者の募集はどのように周知したのかとの質問があり、当局からは、ホームページや広報に掲載し周知したとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第5号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。8番中川光博議員。

○8番（中川光博）　ひとつお尋ねしたいと思うんですが、この前、学校運営協議会制度については、コミュニティスクール制度ということで私も大変期待をしております。前にもちょっと申し上げましたけれども、今までの評議員制度から学校運営協議会制度に制度を変更するというので、実質その質的に変わってまいります。今まではその評議員というのはオブザーバー制度というオブザーバーでしたけれども、これからの委員の皆さんというのは、学校長の決定に対してしっかりと決定を下すと、ある意味では共同経営的な経営者の立場に置かれますので、かなり大きな責任も伴ってくるかと思うんですが、それは質的な変化ですけれども、ちょっと私今まで、今日もちょっと説明ありませんでしたけれども、いわゆるこの制度のフォロー、あるいはこの制度の評価に対して、どういうふうに誰がどういう手順で評価していくのか。これからスタートする制度ですので大変難しいと思いますけれども、そのあたり質的な制度の変化ですので十分なこの制度のフォロー、評価していかななくてはいけないと思いますけれども、これが総務文教委員会の中でこのあたりの議論は当局とあったのかどうか、このあたりについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村　武）　佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久）　このことにつきましては、市長が方針でも述べておりましたけれども、質疑というよりも総務課長、高桑学校教育課長の説明を朗読させていただきます。

この学校運営協議会に名称を変更することについては、法的なものもありますけれども、来年度からコミュニティスクールを開設するにあたって、事前に各学校に学校運営協議会というものを設置することによってコミュニティスクールとなるものです。これまで学校評議員ということで学校の内部評価で行っていただいておりますが、今度は広く地域住民の方々や各種活動に加わっている方も含め、広域的に学校評価をしてもらいながら、よりよい方向にしていくということです。委員の人数は、市内小中学校9校ありますので各校10名以内の予定で、全体で90名以内です。各校に在籍する児童生徒の保護者の方、地域住民の方、具体には民生児童委員、町内会の方に加え、学校の運営に資する方として地域コーディネーターの方にもかかわっていただく予定で、最終的な人選につきましては、各学校長から推薦をいただき、市教育委員会が任命する流れになっ

ております。学校評議員と運営協議会委員のメンバーは重複することにもなりますが、これまで学校評議員を務めていただいた方をベースに学校運営協議会委員を増員していくものと考えております。学校評議員は何名ですかというお尋ねに対して、最高で7名になっており、各校5名から7名でしたということによろしいですか。

○議長（西村 武） 8番中川光博議員。

○8番（中川光博） 委員会の大変丁寧なご答弁ありがとうございます。これからスタートする制度ですので、そのコミュニティスクールの制度については委員の皆さんが、いろんな外部の皆さんも入りますので、委員の皆さんがその制度そのものをスタートしながら評価していくというふうな説明だったかと思いますが、当初はそういう内容でスタートしてもいいのかなと思いますけれども、さっき言ったように質的にこの制度そのもの大変重要な制度ですので、年数がたった頃に果たしてコミュニティ制度、潟上市が今スタートしようとしているコミュニティスクール制度が、その目指すものとしっかり合致しているのか、あるいはずれてないのかという評価をですね、やはりその学校運営協議会委員以外の第三者がしっかりとその評価できる、あるいはフォローできるそういう制度を設けていかないと、せっかくよそがやってるからやるということぐらいのことでは全く残念な結果に終わりがねないので、やはり大変期待のもてるコミュニティスクールですので、この前は市長の説明で子どもファーストと、こういうふうなお話ありました。当然スタートは子ども中心の制度ですけれども、徐々にやはり学校を核とした地域づくりにも移行できる大変大きな新しい制度だと思っていますので、その点についてはしっかりと第三者を交えた評価、あるいはフォローができるような体制づくりをしていただきたいなど、こういうふうに思っているわけですがけれども、そういう点については議論はなかったのでしょうか。これ一言お尋ねして終わりにしたいと思います。

○議長（西村 武） 10番佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 今、先ほど報告しました点につきましては、各委員からの質疑も含めた回答だけを抽出して報告しましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。15番小林社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 平成30年第1回定例会社会厚生常任委員会審査を報告致します。

平成30年第1回定例会で本委員会に付託されました議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成30年3月9日

2. 出席委員 鈴木壮二、中川光博、澤井昭二郎、大谷貞廣、菅原理恵子、小林悟、全員であります。

3. 説明当局 市民福祉部長、福祉事務所長、各関係課長

4. 書記 市民福祉部 市民課 鈴木美里さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について

議案第1号、潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（案）について。

本条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法の一部改正に伴う県からの

権限移譲により、指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項を定めるとともに、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について定めるものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

主な内容は、医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設と、介護保険と障がい福祉による共生型地域密着型サービスに関する基準を定めるものであります。

委員からは、介護医療院について質問があり、介護医療院は、長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設ですとの回答がありました。また、委員から、身体的拘束等の適正化のための委員会についての質問があり、これはグループホーム等の事業所で設置するものですとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

主な内容は、介護予防について共生型地域密着型サービスに関する基準を定めるものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

主な内容は、共生型地域密着型サービスによる関係部分で、介護、医療、障がい福祉、介護予防連携に係るものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

主な内容は、制度改正に伴い、国民健康保険財政の運営主体が県に移ることによるもので、「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、介護保険法の規定により策定した第7期潟上市介護保険事業計画に基づき、条例の関係部分を改正するものです。

主な内容は、潟上市介護保険料の改定であります。

委員からは、介護保険料所得段階の細分化と保険料増加率について質問があり、低所得者の多い本市では、細分化することにより高所得者の負担が大きくなるため、標準の9段階としております。保険料増加率は4.6%で、本市の増加率は県内では低い方ですとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

主な内容は、施設入所者に前住所地の医療保険を適用する住所地特例制度を後期高齢者医療制度に定めるものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第1号、潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 私ちょっとわからないので教えていただきたいと思います。2ページの中ほどでありますけれども、介護医療院というのがここにあるんだけれども、これどういうものなのかと。やはり要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学とこうあるわけですが、機能訓練もあります。これ介護医療院はどういうものなのか、ちょっと中身を教えていただきたいと思う。私ちょっとわからないので。審議したと思いますので、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 介護医療院の内容については、長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設で、秋田県において事業所の指定を行うサービスであります。ただ、潟上市内にはあるかという質問をしましたところ、今のところ潟上市内には予定はありませんということでありました。

○議長（西村 武） 7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 委員長の方から潟上市内にはないということでありましてけれども、そうすればこれどこにあるんですか。どこでやるんですか、これは。多分その中身も審議したと思いますので、なければいいだけで、これもしなければどこでやるのか、これはっきりしておかないとちょっと困るので教えていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 今現状では、例えば正和会とかでは病院と介護、まあ病院の中で一応何ていうか、医療的なした中でその介護も一緒にやれるということなんですけれども、実際はそこに介護施設もあり病院もありというところがそれを担う的な問題なんですけれども、実際のところ今のところそういう該当する病院はないということでありました。そういうことで、どこに行くかって言われても潟上市内にはありません、ということをお知らせしておきます。

○議長（西村 武） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 報告書の中には委員からの質問ということで一部載っておりますけれども、まだまだ値上げについては委員からのいろいろな質疑があったと思いますので、ほぼそこら辺について出されました意見とか質疑内容をお知らせください。

○議長（西村 武） 小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 大変ありがとうございました。質疑というよりは、この中にも書かれておりますけれども、標準が9段階であると。しかしながら、秋田市あたりは13段階になっているのではないかと。もう少し細かくやられたらどうかという話がありましたけれども、やはり本市は所得が低い方が多いということなので、細分化することにより所得の高い方の負担が大きくなると、こういうことで標準の9段階にしたという回答がありました。また、保険料の増加率が4.6%。じゃあ、この4.6%増加したのは秋田県内ではどのくらいの位置にあるのかという話をされて、これは実質的にいけば7番目くらい、8番目かな、8番目、要するに悪い方から8番目といけば、まあそういうことですね。8番目くらいの位置に該当すると、そういう話もありましたし、あとはいわゆる何ていいますか、介護が今7期になりますけれども、この3年間、30年から始まる7期の6,800円、これ6,800円、3年間このまま据え置きになりますけれども、その後に関してについての質問といたしますか、やはり皆さん不安を持っているということは確かであります。ですから、このさっきの、前の予算委員会的时候も話しましたがけれども、しっかりした内容を確認しながら、どのくらいかかるというのが確認しながら、この後7期やってる間にどのくらい下げたり縮めたり、それから健康寿命を延ばしながら、そういうことでそれを少なくするという方法をとっていかなきゃならないというふうに考えるので、その辺はそういう話はしました。

以上であります。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 委員長ご苦労様です。今質疑されたんですが、2点ぐらいお尋ねします。

1点は、本市は低所得者の多いと、低所得が多い本市ではということの文言があるん

ですが、どことどう比べて本市が低所得者が多いのか。介護保険を負担する。で、どことどう比較したのか、その基準をまずお示しいただきたいと思います。

もう一つは、私ちょっと古い頭かもしれませんが、県内では高い方から7番目だと。で、6,800円ということなんですが、今回ね。要は、介護保険料の定めという基準というのは、介護施設数、いわゆるベッド数というかね、それによっても若干ぶれたりするのかもしれないのか。そこらの基準がどうなのかなと。私は低所得者というよりも、介護施設の数なり、いわゆるトータルのベッド数、それが基本的にこの介護保険料にかなり反映されるベースになるのではないかなという、ちょっと今まではそういう解釈でおったんですが、そこが違うのでしょうか。違うとすれば何が基準だということのお示しをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 15番小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 13番堀井議員の質問にお答えしますけれども、低所得者、何をもって低所得者というのかと言われますと、県内でも潟上市の所得は下から1番か2番くらいの所得の番付あたりにあったと思います。いわゆるそれは県内で最も低い方の部類に属すると。それををもって低所得者が多いということになるかと思えます。そしてまた、やはり医療施設が多いこと、もちろんこれは間違いがありませんし、そのことによってやはりお金がかかっておりますので、その分はこちらの関係される、まず要するに介護保険料の上がる可能性にそれは関与しますけれども、どのくらいのベッド数があってどういうという話は、しっかりその内容については質問は致しませんでした。ただ、やはりそういう介護施設、病院等が多いということはまぎれもなく事実であるという説明はされましたけれども、どのくらいの個数がどうのこうのという話までは致しませんでした。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 小林委員長の話、わかる部分、理解のできる部分と、あれ、そうかなというところ。まず前段の所得者、いわゆる低所得者が本市は多いと。多いが故に細分化することによって標準化が図られると。それは負担を大きくするため、いわゆる6,800円に抑えるためにとった策だと、こういうことでしょうか。だとすればですよ、私は秋田市が13区分にすると、本市が9だと。ざっくり申し上げて、潟上市の市民が、介護保険料を負担しなきゃならない対象者である市民が所得が低いということは関係ないんじゃないですか。あるんですか。私はそれはちょっとおかしいんじゃないかなと。

所得が低ければ下がっていくということになるわけでしょう。所得が低いものが直接、あるいはまた主たる原因でね、この6,800円という基準決めるのにそう影響与えるものなのかな。私は少なくともやはり介護施設、ひいてはトータルのベッド数等々、それは利用する人数が少なくとも潟上市の人口のキャパに割ってみて出てくると、私はそういうふうに思いますけれども、違うんですか。

○議長（西村 武） 小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 実際、医療費の負担というのは、例えば介護医療費総額が決まると、そのうちの23%が第1号被保険者負担分となりますけれども、その負担分が23%だと。そうすると残りがいわゆる皆さんで割られる保険の金額となると私はそういうふうを考えまして、そうなるということになりますと、金額的には逆に低くなると負担分が多くなると、そういうふうを考えるのが自然だと思いますけれども。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 23%というもの今出てきました。その23%は、全体の、人数、具体的ないわゆる介護保険料を負担すべき市民の人数的な、23%ということでしょう。それが一つのその保険料を定めるための基準だと。残ったものは今云々ということの説明あったんですが、そこがどう低所得者という、潟上市民の中で低所得者が多いがためになっていくんだということの因果関係。やはりどうしても私ちょっと理解できないんですよね。ですから、恐らく委員会で審査され、委員長もね根拠のもとで説明していただいていると思いますので、ここでまず私ね終わりますけれども、後でまたゆっくり、んだすな、5時半からというわけでもないけれども、後でまたゆっくりとご説明をいただいと、まず今日はここでおさめたいと思います。わかりました。ちょっと私わからなくて大変恐縮でした。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 議題となっております議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について、私は反対の立場から討論致します。

介護保険制度は3年ごとに事業計画や介護保険料などが見直され、必要であれば変更もあります。介護保険制度が始まった2000年には、県内の保険料の月平均額は65歳以上

の方2,940円でした。今回の第7期の保険料の県内平均額は6,492円と、2倍以上になっております。本市では基準月額で6,500円が6,800円を予定しております。県内では6番目に高い額です。今回保険料を改定しないのは、秋田市、小坂町、大潟村です。対象となる65歳以上の国民年金を受給している方の年金受取額は、平成28年で厚生労働省の発表では月額満額で6万5,008円です。この額を比べると、第5段階の基準額の年の合計が8万1,600円であり、1カ月分の年金額以上が介護保険料に消えてしまいます。ここからまた固定資産税や生活費などいろいろ差し引かれます。年金は年々下げられ、そして据え置きでは生活が苦しくなるのは当然です。この間、国の政策により要支援1・2の方の介護保険からの除外、介護度3以上でなければ施設入所できない、利用料の2割負担の導入などありました。この中で制度を運用する事業者や自治体の努力もあり、利用者の方には喜ばれております。今回の改定にあたり介護給付費の準備基金の充当で大幅な値上げを抑えたようですが、一般会計からの持ち出しで値上げを抑えることができたのではないかと思います。また、国・県に対し、介護保険制度に対する補助額の増加を自治体としても求めていくことが必要であると思います。今回の値上げ案は年金の少ない人には大きな負担であり、市民への説明も十分に必要と思い、条例案への反対の討論と致します。

○議長（西村 武） 次に、原案に賛成の発言を許します。どなたかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立の結果、起立多数12人です。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。11番伊藤産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） 平成30年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成30年3月9日

2. 出席委員 戸田俊樹、藤原典男、菅原秀雄、児玉春雄、佐藤敏雄、伊藤正吉

3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、農業委員会事務局長、各関係課長

4. 書記には、産業建設部 都市建設課 菅原天城さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について

議案第10号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正等に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

公営住宅法は、家賃を決定するために入居者に収入申告等を義務づけておりますが、認知症患者等で収入申告または収入状況の報告が困難な場合、官公署の書類の閲覧等により家賃を決定することが可能になったものです。

委員からは、今回の条例改正においての対象は何人かと質問があり、当局からは、対象者は25名との回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第11号、潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第13号、潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による都市公園法施行令の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合を定めるもので、国の基準に合わせ敷地面積の上限を100分の50とするものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第43号、市道路線の認定及び変更について。

本案は、宅地開発により帰属された道路を管理し及び既認定路線の見直しをするため、路線の認定及び変更をする必要があるので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

認定する路線が4路線、変更する路線が12路線で、変更する路線については、平成29年度に実施した道路改良工事及び側溝改良工事等による延長等の変更によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情。

本陳情は、「生計費原則に基づいた『全国一律最低賃金制度』の実現」、「社会保険料負担や税の減免制度の制定など中小企業への支援策の拡充」、「最低賃金の大幅引上げ」について意見書の提出を要望するもので、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第10号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、市道路線の認定及び変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番鈴木予算特別委員長。

【予算特別委員長の報告】

○予算特別委員長(鈴木壮二) 平成30年第1回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成30年3月9日、22日

2. 出席委員 菅原理恵子、瓜生 望、鈴木斌次郎、佐藤敏雄、鑑 仁志、
中川光博、澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、藤原典男、
堀井克見、菅原秀雄、小林 悟、大谷貞廣、児玉春雄、西村 武、
戸田俊樹、鈴木壮二、全員でございます。

3. 説明当局 市長、副市長、各関係部課長でございます。

4. 書 記 議会事務局の石川保則さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました、議案第18号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）についてから議案第42号、平成30年度潟上市水道事業会計予算（案）についてまでを、先般3月9日に大綱質疑を行い、その後常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前より分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、前年度肉付け予算は、いつ現在のものかについて。

第2点として、後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料の補正額がかなり大きくなっているが、その理由について。

第3点として、介護保険事業の繰越金が基金へ積み立てされることにより、介護保険財政に対する当局の見解について。

第4点として、コミュニティスクールの努力目標が示されているが、時代的な背景、教育の実施内容、提案された経緯や潟上方式があるのかについて。

第5点として、八郎潟ハイツ跡地に設置する備蓄庫は市が直営で管理するが、その後の6月補正や県からの支出金などで賄っていくのかについて。

第6点として、共通商品券事業がなくなった理由と、今後復活する予定はあるのかについて。

第7点として、合併特例債の考え方と、今後3年から5年の財政見通しについて。

第8点として、自殺対策計画策定があるが、今年どの程度まで各町内会を含めた進め方をするのかについて。

第9点として、成人保健事業のうち新規で歯科健診事業があるが、進め方や受診者の規模をどのように考えているのかについて。

第10点として、国民健康保険税の滞納繰越分の状況と、納められない方へどのような指導をしているのかについて。

第11点として、国民健康保険事業の都道府県化により、財政的な基盤は県が持つことで市の予算が前年度より減額となっているが、その仕組みについてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会において、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。

分科会ではすべての審査を終了致しましたので、本日22日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第18号から議案第42号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第18号から議案第42号までについて、これから順次、討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決します。

はじめに、議案第18号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第5号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成29年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成29年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成29年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成29年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成30年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計への繰入れについて、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成30年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰入れについて、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成30年度潟上市一般会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数、12人です。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成30年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成30年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成30年度潟上市豊川財産区特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、平成30年度潟上市下虻川財産区特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、平成30年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、平成30年度潟上市飯塚財産区特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、平成30年度潟上市水道事業会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

【日程第43、同意第1号 潟上市教育委員会教育長の任命について】

○議長(西村 武) 日程第43、同意第1号、潟上市教育委員会教育長の任命についてを議題と致します。

同意第1号について、提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長(藤原一成) それでは、議案書の1ページをお開き願います。

同意第1号、潟上市教育委員会教育長の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 潟上市天王字長沼144番地103

氏 名 工 藤 素 子

生年月日 昭和36年5月21日

平成30年3月22日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、潟上市教育委員会教育長が空席となっているので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得て任命しなければならないものであります。

お手元に工藤氏の略歴をお届けしております。工藤氏は現在、潟上市立飯田川小学校長であります。工藤氏は潟上市内の小学校に長く勤務し、潟上市の学校現場や子どもの状況について熟知しております。また、平成20年4月より潟上市教育委員会に指導主事として勤務し、小中学校の指導助言に努められ、平成24年4月からは総務学事課長など管理職として、本市学校教育全体のまとめ役として尽力いただきました。学校現場はもとより教育行政にも精通しております。工藤氏の能力、そして実績から潟上市の教育委員会教育長として適任であると考え、ご同意のほど、どうか宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 同意第1号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） ただいま教育長の人事案件について、市長から提案ありました。今まで、市長がもう就任されてからはや1年近くなりますけれども、この間、副市長並びに教育長が不在という期間もありまして、この3月定例会が始まる前までは教育長の人事については一切そのような話がなく、熟知中ということで時間の経過があったわけです。今日の議会運営委員会が開催され、その中で市長の方から教育長の人事案件が出るんだというふうな話が伝わってきたわけですがけれども、この人事に関して、市長に提案権ありますのでこれを否定するものではありません。ただ、私も議会に対する説明そのものが、全員協議会等または各会派代表者会議等において、氏名の公表はあってしかるべきではなかったかというふうに思うわけで、教育長の職務については教育基本法か何か法律が若干変わりました、教育委員会制度も少し変わっておりますので、その辺のところでは絶対的に市長の任命権があって、教育長の上にさらに市長がいると、または教

育委員会の教育長がおるといふふうなことです、その辺について我々どういふふう
に理解すればいいのか、少し説明をいただきたいといふふうにするわけでは

それと、昨日ですか一昨日ですか、県の教職員の人事異動の発表がありまして、飯田
川小学校の校長の工藤素子さんが退職されると。年齢がまだ60歳に満たない途中の退職
ということになりましたわけで、今日わかったわけですがけれども、この段階で全会一致
で判断、賛成といいますか、議会の同意を求めるといふのがいささかですね、今までの
市長の姿勢からすると説明不十分と言わざるを得ない。一般市民から特にですね、なぜ
教育長を今まで決めないでおるのか、または3月議会が始まった段階でもいまだにわか
らないと。であれば、当然市長としてはこれを熟知した結果といえればそれまでですけれ
ども、3月の議会の始まる前にでも若干お話、各、先ほども言った全員協議会並びに会
派代表者会議等で説明があつてしかるべきではなかったということと、もう一つですね、
今教育委員長は加藤さんなわけですがけれども、彼が教育委員会の教育委員長という立場
と、さらには教育長の事務取扱か何かそういうふうな肩書きが途中についてるわけでは
ないので、その辺のところについてももう少し説明をいただきたいなど、こう思ふわけでは
以上です。

○議長（西村 武） 時間が午後5時になりましたけれども、このまま質疑を続けてもよ
ろしいでしょうか。

（「議事運営」の声あり）

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 5時なら5時まで確認して。

○議長（西村 武） はい。

○13番（堀井克見） 議事運営で確認したいと思いますが、よろしいですか。

○議長（西村 武） 議事運営についてですから、はい。

○13番（堀井克見） 今、戸田議員から教育長の提案について縷々質問がございました。
まさにこの人事案件でありまして、かなり今、広範にわたって今までの経緯等々の今質
問があつたわけですがけれども、従来、従来ですよ、人事案件に関しては、これ同意案件
ですから同意するかしないかという1点で、我々やはり議会議員としての意思表示をす
るといふのがひとつの前例でもありますし、今までの経緯でありますから、今回質問す
ると、言ってみれば人物評価とか今現在の代行のことまで今触れましたけれども、そこ
らに及んで提案者である同意を求めるといふ市長がどういう形で答えるか答えないかもわかり

ませんけれども、ひとつの前例になりますので、ここは議長として、議決機関であるこの本会議場でかなりやはり高度な判断が議事整理上求められると思いますので、その点についてのご配慮、あるいはまた判断というものを、議事整理上、議事運営上求めたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村 武） まず最初に5時を経過致しましたけれども、このまま審議を続けたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） ただいま戸田議員の質問に対して、藤原市長より答弁を求めます。

○13番（堀井克見） 私が議長の議事整理権の中で議長の見解を求めています。そのお答えが先です。

○議長（西村 武） だから質問された内容について市長の答弁を求めると、こういうことです。

（「議事運営」の声あり）

○議長（西村 武） はい。

○12番（藤原典男） 議事運営で。

○議長（西村 武） あのね、ちょっとすみません、暫時休憩します。

午後 5時04分 休憩

.....
午後 5時12分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

戸田議員の質問に対しまして、市長の答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの戸田議員のご質問にお答えします。

これ、私の説明不足、それからそういった周知の期間もなかったではないかというのがまずありました。全員協議会等にかけるべきではというようなことではありますが、これは人事案件でありまして、それも私が今回任命したい者が現役の学校長と、校長と、職名は校長であります、学校長という職名はございません。校長であります。ですので、これはいわゆる子どもたちに与える影響等を鑑みて、このような形での提出と相成ったということでありまして、そこの部分についてはご理解いただければと思っております。

先ほどの、ここにあります地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのが、今回のいわゆる昔で言う教育長と今の新教育長の制度改正の部分を含めた法律ということ

になっておりまして、一言だけ申し上げておきます。私が任命致します。そして議会の皆さんでご同意いただく。で、教育長は、教育委員会制度は一定独立した委員会でありますから、私がこの教育長の上においてすべての教育行政について指揮命令をするものではありません。さらに教育長は、これまで旧教育長は教育委員長というのが筆頭であって、この教育委員長という職はもうございません。で、教育委員がいらっしゃり、今回は教育長と教育委員を分離してございます、法律上。で、任命期間もこれまで教育長は4年だったものを3年間ということにしてございます。こういった制度の仕組みがありまして、先ほど何度かありました加藤先生は教育委員長ではございませんで、教育長職務執行者と、教育長が今まで不在だったものですから、そういう形で長い間不在の間、大変ご苦勞をおかけしたということでございます。これまで不在にしておいたのは、以前の副市長の任命と同じでございます、非常に重い職責であるということ。私自体、国、県、そして退職なさった先生も含めて、様々なことの中から考えてまいりました。私自身がやはりこの人物に潟上市の教育行政を委ねたいという人物が、私の目で見て確かであろう者をこの議会に同意を求めるということで本日上程させていただいて、ぜひお認めいただきたいと思っております。

先ほどの戸田議員からのご質問全部に答えてないかもしれませんが、私の気持ちとしてはこれがすべてでございますので、どうぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第1号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、同意第1号は、同意することに決定致しました。

以上で、本定例会に付議されました案件はすべて終了致しました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 本定例会の閉会にあたりまして、一言お礼とご挨拶を申し述べさせていただきます。

私ども執行部が一応提案させていただきものについて、すべてご同意いただきましてありがとうございました。私ども、先ほど戸田議員の方からもご指摘があったとおり、この4月をもって私は市長として2年目を迎えようとしてございます。そしてまた今回初めての予算編成ということで、私のみならず私どものスタッフ300名、これが一応今の潟上市にとって一番いい予算案であろうというものをご提示させていただいたところがあります。この審議いただいた予算、それからご指摘いただいたご意見、重々そこを踏まえた上で来年度の予算執行にあたってまいりたいと考えてございます。議員各位におかれましては、これから暖かくなるとはいいいながらまだまだ寒い季節でございます。健康にご留意されながら、4月になりますと潟上市内の小学校、中学校、幼稚園、こども園、それぞれ入園式、入学式を迎えることとなります。この子どもたちに明るい未来が開けるような潟上市をつくるべく一生懸命頑張っまいりたいと思いますので、初心忘れることなく、皆さんからのご指導、ご鞭撻を重ねてお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

- 議長（西村 武） これをもちまして平成30年第1回潟上市議会定例会を閉会します。
どうもご苦勞様でございました。

午後 5時18分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 菅 原 理恵子

〃 署名議員 瓜 生 望